○　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（届出を要しない有価証券の募集又は売出し） 第二条　令第二条の十二第一号に規定する内閣府令で定めるものは、当該会社の子会社とする。 ［号を削る。］ ［号を削る。］ 2　［略］ 3　令第二条の十二第二号に規定する内閣府令で定めるものは、当該会社の子会社とする。 ［号を削る。］	（届出を要しない有価証券の募集又は売出し） 第二条　令第二条の十二第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社とする。 一　株券等（令第二条の十二第一号に規定する株券等をいう。次号及び第十九条第二項第二号の二において同じ。）の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社（次号において「完全子会社」という。） 二　株券等の発行者である会社及び完全子会社又は完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社 2　［同上］ 3　令第二条の十二第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社とする。 一　新株予約権証券等（令第二条の十二第二号に規定する新株予約権証券等をいう。次号及び第十九条第二項第二号の二において同

［号を削る。］

［4・5　略］

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十二条　法第十三条第二項第一号イ⑴（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定及び第二十一条第二項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一　内国会社　次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　第二号の五様式第一部から第六部までに掲げる事項

［ヘ・ト　略］

二　［略］

じ。）の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社（次号において「完全子会社」という。）

二　新株予約権証券等の発行者である会社及び完全子会社又は完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社

［4・5　同上］

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十二条　［同上］

一　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　第二号の五様式第一部から第五部まで及び第七部に掲げる事項

［ヘ・ト　同上］

二　［同上］

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条　［略］

２　法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　［略］

二　募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、その取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議若しくはこれらに類する決定又は行政庁の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合にあつては、当該発行が行われた場合）　次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

ニ　当該募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券が株券（準備金の資本組入れ又は剰余金処分による資本組入れにより発行されるものを除く。）、新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

［(1)～(3)　略］

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議若しくはこれらに類する決定又は行政庁の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）　次に掲げる事項

［イ～ハ　同上］

ニ　株券（準備金の資本組入れ又は剰余金処分による資本組入れにより発行されるものを除く。）、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

［(1)～(3)　同上］

［ホ・ヘ　略］

二の二　法第四条第一項第一号の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる株券等（令第二条の十二第一号に規定する株券等をいう。イにおいて同じ。）又は新株予約権証券等（令第二条の十二第二号に規定する新株予約権証券等をいう。ロにおいて同じ。）の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）又は売付け勧誘等のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又はこれらに類する決定があった場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　株券等　次に掲げる事項

［(1)・(2)　略］

(3)　当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（(4)及び(5)において「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

(4)　勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等（令第二条の十二第一号に規定する取締役等をいう。(8)及びロ(4)において同じ。）である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

(5)　［略］

(6)　当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

(7)　信託を用いて当該株券等を交付する場合（(8)に規定する場

［ホ・ヘ　同上］

二の二　法第四条第一項第一号（令第二条の十二各号に規定する場合に限る。）の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる株券等又は新株予約権証券等の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）又は売付け勧誘等のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があった場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（以下イにおいて「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

(4)　勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第一項各号に掲げる会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人（ロ(4)において「取締役等」という。）である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

(5)　［同上］

(6)　当該株券が譲渡についての制限がされていない他の株券と分別して管理される方法

［加える。］

合を除く。）には、次に掲げる事項

(ⅰ) 当該信託の受益権の内容

(ⅱ) 当該信託を用いて交付する予定の当該株券等の総数又は総額

(ⅲ) 当該信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲

⑻ 持株会契約（提出会社又はその子会社の取締役等が、当該提出会社又はその子会社の他の取締役等と共同して、当該株券等の買付けを一定の計画に従つて個別の投資判断に基づかずに継続的に行うことを約する契約をいう。）に基づき当該株券等を交付する場合には、次に掲げる事項

(ⅰ) 当該持株会契約の内容（信託を用いて当該株券等を交付するときは、当該信託の受益権の内容を含む。）

(ⅱ) 当該持株会契約に基づき交付する予定の当該株券等の総数又は総額

(ⅲ) 当該持株会契約に基づき当該株券等を交付することができる者の範囲

ロ 新株予約権証券等　次に掲げる事項

⑴・⑵ 略

⑶ 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（⑷及び⑸において「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

⑷ 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

［加える。］

ロ ［同上］

⑴・⑵ 同上

⑶ 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（以下ロにおいて「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

⑷ 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第三項各号に掲げる会社の取締役等である場合には、当該会社と

⑸　［略］

［三～二十一　略］

［3～11　略］

提出会社との間の関係

⑸　［同上］

［三～二十一　同上］

［3～11　同上］

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　　財務（支）局長

【提出日】　　年　月　日

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)

【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)

【安定操作に関する事項】(6)

【縦覧に供する場所】(7)　名称

（所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

［(1)～(28)　略］

(29)　従業員の状況

［ａ～ｄ　略］

ｅ　最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成３年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。

(a)　［略］

(b)　提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）の規定による公表をしない場合

［ｆ・ｇ　略］

［(30)～(41)　略］

(42)　発行済株式総数、資本金等の推移

ａ　［略］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　　財務（支）局長

【提出日】　　年　月　日

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)

【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)

【安定操作に関する事項】(6)

【縦覧に供する場所】(7)　名称

（所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(28)　同左］

(29)　［同左］

［ａ～ｄ　同左］

ｅ　最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成３年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の４各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。

(a)　［同左］

(b)　提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の４各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）の規定による公表をしない場合

［ｆ・ｇ　同左］

［(30)～(41)　同左］

(42)　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。ｂにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（ｂにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

ｃ　［略］

［(43)～(55)　略］

(56)　監査の状況

［ａ～ｃ　略］

ｄ　会計監査の状況について、次のとおり記載すること。

［(a)～(c)　略］

(d)　最近２連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近２事業年度等）において監査公認会計士等の異動（第19条第２項第９号の４に規定する異動をいう。以下この様式において同じ。）があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について同号の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（同号ハ(2)から(6)までに掲げる事項については、その概要）も記載すること。

［(e)・(f)　略］

［(57)～ (89)　略］

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　____財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

ｃ　［同左］

［(43)～(55)　同左］

(56)　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　［同左］

［(a)～(c)　同左］

(d)　最近２連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近２事業年度等）において監査公認会計士等の異動（第19条第２項第９号の４に規定する異動をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について同号の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（同号ハ(2)から(6)までに掲げる事項については、その概要）も記載すること。

［(e)・(f)　同左］

［(57)～ (89)　同左］

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　____財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の

種類】(4)
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)
【安定操作に関する事項】(6)
【縦覧に供する場所】(7)　名称
（所在地）

［第一部・第二部　略］
第三部【企業情報】
第１【企業の概況】
［１～３　略］
４【株式等の状況】㉙
［(1)～(3)　略］
［削る。］

(4)・(5)　［略］
［５・６　略］
７【コーポレート・ガバナンスの状況等】
［(1)～(4)　略］
［削る。］
第２【事業の状況】
１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】㊱
２【サステナビリティに関する考え方及び取組】㊲
［３～６　略］
［第３～第６　略］
［第四部・第五部　略］
［削る。］

種類】(4)
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)
【安定操作に関する事項】(6)
【縦覧に供する場所】(7)　名称
（所在地）

［第一部・第二部　同左］
第三部　［同左］
第１　［同左］
［１～３　同左］
４　［同左］
［(1)～(3)　同左］
(4)【所有者別状況】　年　月　日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）									―
所有株式数（単元）									
所有株式数の割合（%）								100	―

(5)・(6)　［同左］
［５・６　同左］
７　［同左］
［(1)～(4)　同左］
(5)【株式の保有状況】㊱
第２　［同左］
１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】㊲
２【サステナビリティに関する考え方及び取組】㊲-2
［３～６　同左］
［第３～第６　同左］
［第四部・第五部　同左］
第六部【特別情報】㊹
第１【最近の財務諸表】
１【貸借対照表】
２【損益計算書】

第六部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】㊹
第１　［略］
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
［ａ～ｄ　略］
［削る。］

ｅ～ｉ　［略］
［⑵～㉕　略］
㉖　主要な経営指標等の推移
最近２事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては４事業年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
ａ　売上高
ｂ　当期純利益金額又は当期純損失金額
ｃ　純資産額
ｄ　総資産額
ｅ　１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第 95 条の５の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

３【株主資本等変動計算書】
４【キャッシュ・フロー計算書】
第２【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】
１【貸借対照表】
２【損益計算書】
３【株主資本等変動計算書】
４【キャッシュ・フロー計算書】
第七部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】㊺
第１　［同左］
（記載上の注意）
⑴　［同左］
［ａ～ｄ　同左］
ｅ　「第六部　特別情報」のうち「第１　最近の財務諸表」に掲げる事項にあっては提出会社が継続開示会社である場合、「第２　保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に掲げる事項にあっては当該保証会社及び連動子会社が継続開示会社である場合には、それぞれ記載を要しない。
ｆ～ｊ　［同左］
［⑵～㉕　同左］
㉖　［同左］
ａ　最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度。）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
⒜　売上高
⒝　経常利益金額又は経常損失金額
⒞　当期純利益金額又は当期純損失金額
⒟　資本金
⒠　発行済株式総数
⒡　純資産額
⒢　総資産額
⒣　１株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の４第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）
⒤　１株当たり配当額（会社法第 453 条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第 454 条第５項に規定する中間配当の金額（ｂにおいて「中間配当額」という。）を含む。）をいう。）
⒥　１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の５の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
⒦　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の５の３第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）
⑴　自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）
⒨　自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）
⒩　株価収益率（貸借対照表日における株価（当該株価がない場合には、貸借対照表日前直近の日における株価）を１株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）

(27)　［略］

(28)　事業の内容

a　届出書提出日の最近日（以下「最近日」という。）現在における提出会社において営まれている主な事業の内容について事業部門等との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告（当該事業年度に係る定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（この届出書を当該定時株主総会前に提出する場合にあつては、当該定時株主総会に報告しようとするもの又はその承認を受けようとするもの）に限る。以下同じ。）に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第120条第1項第1号に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

b　［略］

(29)　株式等の状況

a　第二号様式記載上の注意(38)から(42)まで、(44)及び(45)に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意(42)a中「最近5年間」とあるのは、「最近2年間」と読み替えるものとする。

b　aの規定により記載することとされている事項については、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第119条第3号及び第4号に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

(30)　［略］

(31)　従業員の状況

［a～d　略］

e　最近事業年度の提出会社における男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第2項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の6各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。

(a)　［略］

(b)　提出会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の6各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定による公表をしない場合

f　［略］

(32)　コーポレート・ガバナンスの概要

(o)　配当性向（1株当たり配当額を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）

(p)　営業活動によるキャッシュ・フロー

(q)　投資活動によるキャッシュ・フロー

(r)　財務活動によるキャッシュ・フロー

(s)　現金及び現金同等物の期末残高

(t)　従業員数

b　a(i)に掲げる1株当たり配当額の記載に併せて、1株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

c　a(n)に掲げる株価収益率については、1株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合には、その旨付記すること。

d　「6　従業員の状況」において、臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(t)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

(27)　［同左］

(28)　［同左］

a　届出書提出日の最近日（以下「最近日」という。）現在における提出会社において営まれている主な事業の内容について事業部門等との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。

b　［同左］

(29)　［同左］

第二号様式記載上の注意(38)から(45)までに準じて記載すること。

(30)　［同左］

(31)　［同左］

［a～d　同左］

e　最近事業年度の提出会社における男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第2項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の4各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。

(a)　［同左］

(b)　提出会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の4各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定による公表をしない場合

f　［同左］

(32)　［同左］

第二号様式記載上の注意(54)（ａ及びｉを除く。）に準じて記載すること。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第118条第２号及び第３号並びに第121条第３号から第３号の４までに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

(33)　役員の状況

第二号様式記載上の注意(55)（ｊを除く。）に準じて記載すること。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条（第３号から第６号の３までを除く。）及び第124条（第５号から第８号までを除く。）に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

(34)　監査の状況

ａ　第二号様式記載上の注意(56)（ａ(b)、ｂ及びｄ(f)を除く。）に準じて記載すること。ただし、同様式記載上の注意(56)ａ(a)、ｃ及びｄ(c)に準じて記載する事項は、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条第１号、第２号及び第９号並びに第126条（第２号、第３号及び第８号を除く。）に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

ｂ　監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。

(a)　最近事業年度において、提出会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬とそれ以外の業務に基づく報酬に区分して記載すること。この場合において、非監査業務に基づく報酬があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。

［削る。］

(b)　(a)の規定により記載する報酬の内容のほか、最近事業年度において、提出会社の監査証明業務に基づく報酬として重要な報酬の内容について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(c)・(d)　［略］

(e)　(a)及び(d)の規定により記載することとされている事項については、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第126条第２号、第３号及び第８号に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

(35)　役員の報酬等

ａ　第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(57)中「提出会社が上場会社等である場合には、提出会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。

ｂ　ａの規定により記載することとされている事項については、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条第４号から第６号の３まで及び第124条第５号から第７号までに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

［削る。］

(36)　［略］

(37)　サステナビリティに関する考え方及び取組

第二号様式記載上の注意(54)に準じて記載すること。

(33)　［同左］

第二号様式記載上の注意(55)に準じて記載すること。

(34)　［同左］

ａ　第二号様式記載上の注意(56)（ｄ(f)を除く。）に準じて記載すること。

ｂ　［同左］

(a)　最近２事業年度において、提出会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬とそれ以外の業務に基づく報酬に区分して記載すること。この場合において、非監査業務に基づく報酬があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。

(b)　最近２事業年度において、提出会社が監査公認会計士等と同一のネットワーク（共通の名称を用いるなどして２以上の国においてその業務を行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。）を含めて構成される組織をいう。）に属する者に対して支払った、又は支払うべき報酬のうち、提出会社の監査報酬等の内容として重要な報酬について、監査証明業務に基づく報酬と非監査業務に基づく報酬に区分して記載すること（ただし、(a)の規定により記載する報酬の内容を除く。）。この場合において、非監査業務に基づく報酬があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。

(c)　(a)及び(b)の規定により記載する報酬の内容のほか、最近２事業年度において、提出会社の監査証明業務に基づく報酬として重要な報酬の内容について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(d)・(e)　［同左］

［加える。］

(35)　［同左］

第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。

(36)　株式の保有状況

第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。

(37)　［同左］

(37−2)　［同左］

第二号様式記載上の注意(30-2)に準じて記載することができる。この場合において、同様式記載上の注意(30-2)中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。

［(38)~(40)　略］

(41)　研究開発活動

最近事業年度等における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、事業部門等に関連付けて記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を本様式「第三部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「３　事業の内容」の項目において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該項目において記載した事項の記載を省略することができる。

(42)　設備投資等の概要

最近事業年度等における設備投資の目的、内容及び投資金額を事業部門等に関連付けて概括的に説明すること。この場合において、有形固定資産のほか、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときはこれらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。

また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容、金額を事業部門等に関連付けて記載すること。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第120条第１項第５号ロに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

(43)　主要な設備の状況

［ａ・ｂ　略］

ｃ　ａ及びｂの規定により記載することとされている事項については、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第120条第１項第２号に掲げる事項のうち主要な営業所及び工場の状況に関するもの並びに同項第５号ロに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

(44)　設備の新設、除却等の計画

最近日現在において重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、設備の内容、関連する事業部門等、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を記載すること。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第120条第１項第５号ロに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

(45)　［略］

(46)　財務諸表

ａ　第二号様式記載上の注意(67)（ａただし書を除く。）から(72)までに準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意(67)ｅ中「最近２事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合にあっては、最近２連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第８条の２の２又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）」とあるのは「最近事業年度に係る財務諸表」と、同様式記載上の注意(67)ｆ中「最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）」とあるのは「最近事業年度に係る財務諸表」と読み替えるものとする。

ｂ　ａの規定により最近事業年度に係る財務諸表を記載する場合において、最近事業年度の前事業年度の財務諸表について法第193条の２第１項の規定による監査証明を受けていないときは、当該最近事業年度に係る財務諸表に含まれる比較情報（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報をいう。）について同項の規定による監査証明を受けていない旨を記載すること。

第二号様式記載上の注意(30-2)に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意(30-2)中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。

［(38)~(40)　同左］

(41)　［同左］

最近事業年度等における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、事業部門等に関連付けて記載すること。

(42)　［同左］

最近事業年度等における設備投資の目的、内容及び投資金額を事業部門等に関連付けて概括的に説明すること。この場合において、有形固定資産のほか、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときはこれらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。

また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容、金額を事業部門等に関連付けて記載すること。

(43)　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

［加える。］

(44)　［同左］

最近日現在において重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、設備の内容、関連する事業部門等、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を記載すること。

(45)　［同左］

(46)　［同左］

第二号様式記載上の注意(67)から(72)までに準じて記載すること。

［(47)～(52)　略］

(53)　提出会社の保証会社等の情報

a　第二号様式記載上の注意(78)から(82)まで（(81)ｃを除く。）に準じて記載すること。ただし、本様式「第１　保証会社情報」の「３　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」の「(2)　企業の概況」から「(5)　経理の状況」までの事項については、本様式「第三部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第４　経理の状況」までに準じて記載すること。

b　連動子会社については、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これに準じて、キャッシュ・フローの状況を記載すること。

c　aの規定により第二号様式記載上の注意(82)bに準じて記載する場合には、同様式記載上の注意(82)b中「直近５年間」とあるのは、「直近２年間」と読み替えるものとする。

［削る。］

(54)～(56)　［略］

(57)　学校法人等の特例

提出者が、学校法人等である場合には、「第三部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「第４　経理の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(89)に準じて記載すること。

第三号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(4)	名称 （所在地）

［第一部・第二部　略］

（記載上の注意）

以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部　企業情報」の「第４　提出会社の状況」の「２　自己株式の取得等の状況」及び「４　コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る(36)及び(38)を除き、同様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日

［(47)～(52)　同左］

(53)　［同左］

第二号様式記載上の注意(78)から(82)までに準じて記載すること。ただし、本様式「第１　保証会社情報」の「３　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」の「(2)　企業の概況」から「(5)　経理の状況」までの事項については、本様式「第三部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第４　経理の状況」までに準じて記載すること。

(54)　特別情報

第二号様式記載上の注意(83)及び(84)に準じて記載すること。

(55)～(57)　［同左］

(58)　［同左］

提出者が、学校法人等である場合には、「第三部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「第４　経理の状況」並びに「第六部　特別情報」の「第１　最近の財務諸表」の項目については、第二号様式記載上の注意(89)に準じて記載すること。

第三号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(4)	名称 （所在地）

［第一部・第二部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、「当事業年度末」）と、「最近５連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近２連結会計年度」及び「最近２連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」及び「最近連結会計年度末等」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

［(1)～(22)　略］

(23)　発行済株式総数、資本金等の推移

a　［略］

b　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。ｂにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（ｂにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　略］

［(24)～(67)　略］

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項及び第２項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［(1)～(22)　同左］

(23)　［同左］

a　［同左］

b　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　同左］

［(24)～(67)　同左］

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項及び第２項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

第一部【企業情報】
第１【企業の概況】
［１～３　略］
４【株式等の状況】⑻
［⑴～⑷　略］
［削る。］

⑸・⑹　［略］
［５・６　略］
７【コーポレート・ガバナンスの状況等】
［⑴～⑷　略］
［削る。］
第２【事業の状況】
１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】⒃
２【サステナビリティに関する考え方及び取組】⒄
［３～６　略］
［第３～第６　略］
［第二部・第三部　略］
（記載上の注意）

【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

第一部　［同左］
第１　［同左］
［１～３　同左］
４　［同左］
［⑴～⑷　同左］
⑸【所有者別状況】　年　月　日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）									―
所有株式数（単元）									
所有株式数の割合（%）								100	―

⑹・⑺　［同左］
［５・６　同左］
７　［同左］
［⑴～⑷　同左］
⑸【株式の保有状況】⒃
第２　［同左］
１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】⒄
２【サステナビリティに関する考え方及び取組】⒄-2
［３～６　同左］
［第３～第６　同左］
［第二部・第三部　同左］
（記載上の注意）

以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「７　コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る⒀及び⒂を除き、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近２事業年度」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

［⑴～⑺　略］

⑻　株式等の状況

ａ　第三号様式記載上の注意⒅、⒇、㉓、㉕及び㉖に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意㉒ａ中「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と読み替えるものとする。

ｂ　ａの規定により記載することとされている事項については、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第119条第３号に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

⑼　ストックオプション制度の内容

第二号様式記載上の注意㊴に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊴ｂ中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第123条に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

⑼−2)　ライツプランの内容

第二号様式記載上の注意㊵に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊵ａ中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第123条に掲げる事項を記載している場合（ライツプランに係る記載がある場合に限る。）には、その内容に準じて記載することができる。

⑼−3)　その他の新株予約権等の状況

第二号様式記載上の注意㊶に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊶ａ及びｃ中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第123条に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

［⑽・⑾　略］

⑿　コーポレート・ガバナンスの概要

第二号の五様式記載上の注意㊷に準じて記載すること。

⒀　役員の状況

第二号様式記載上の注意㊺（ｄ及びｊを除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊺中「届出書提出日」とあるのは、「報告書提出日」と読み替えるものとする。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条（第３号から第６号の３までを除く。）及び第124条（第５号から第８号までを除く。）に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

⒁　［略］

⒂　役員の報酬等

以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「７　コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る⒀及び⒂を除き、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

［⑴～⑺　同左］

⑻　［同左］

「⑵　新株予約権等の状況」を除き、第三号様式記載上の注意⒅及び㉒から㉖までに準じて記載すること。

⑼　［同左］

第二号様式記載上の注意㊴に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊴ｂ中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

⑼−2)　［同左］

第二号様式記載上の注意㊵に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊵ａ中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

⑼−3)　［同左］

第二号様式記載上の注意㊶に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊶ａ及びｃ中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

［⑽・⑾　同左］

⑿　［同左］

第二号様式記載上の注意㊷に準じて記載すること。

⒀　［同左］

第二号様式記載上の注意㊺（ｄを除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊺中「届出書提出日」とあるのは「報告書提出日」と読み替えるものとする。

⒁　［同左］

⒂　［同左］

第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(57)中「提出会社が上場会社等である場合には、提出会社」とあるのは「提出会社」と、「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書提出日」とあるのは「報告書提出日」と読み替えるものとする。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条第４号から第６号の３まで及び第124条第５号から第７号までに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

［削る。］

(16) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第二号の五様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。

(17) サステナビリティに関する考え方及び取組

第二号様式記載上の注意(30−2)に準じて記載することができる。この場合において、同様式記載上の注意(30−2)中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。

［(18)～(25) 略］

(26) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。

［b・c 略］

d 会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近事業年度に係る財務諸表を「３ その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

e aの規定により当事業年度に係る財務諸表を記載する場合において、当事業年度の前事業年度の財務諸表について法第193条の２第１項の規定による監査証明を受けていないときは、当該当事業年度に係る財務諸表に比較情報（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報をいう。）が含まれる旨及び当該比較情報について同項の規定による監査証明を受けていない旨を記載すること。

［(27)～(40) 略］

(41) 保証会社以外の会社の情報

a 第三号様式記載上の注意(62)（cを除く。）に準じて記載すること。

b 連動子会社については、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これに準じて、キャッシュ・フローの状況を記載すること。

(42) 指数等の情報

第三号様式記載上の注意(63)に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意(63)b中「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」とあるのは、「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と読み替えるものとする。

［(43)～(45) 略］

第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(57)中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書提出日」とあるのは「報告書提出日」と読み替えるものとする。

(16) 株式の保有状況

第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。

(17) ［同左］

第二号の五様式記載上の注意(37)に準じて記載すること。

(17−2) ［同左］

第二号様式記載上の注意(30−2)に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意(30−2)中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。

［(18)～(25) 同左］

(26) ［同左］

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

［b・c 同左］

d 会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）を「３ その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

［加える。］

［(27)～(40) 同左］

(41) ［同左］

第三号様式記載上の注意(62)に準じて記載すること。

(42) ［同左］

第三号様式記載上の注意(63)に準じて記載すること。

［(43)～(45) 同左］

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑷	名称 （所在地）

［第一部・第二部　略］

（記載上の注意）

［⑴～⒀　略］

⒁　発行済株式総数、資本金等の推移

ａ　［略］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中のそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。ｂにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（ｂにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中のそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　略］

［⒂～㊲　略］

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑷	名称 （所在地）

［第一部・第二部　同左］

（記載上の注意）

［⑴～⒀　同左］

⒁　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　同左］

［⒂～㊲　同左］

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項及び第２項
【提出先】	____財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】⑶	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【縦覧に供する場所】⑷	名称 （所在地）

［第一部～第三部　略］

（記載上の注意）

［⑴～⑷　略］

⑸　主要な経営指標等の推移

提出会社の最近２中間会計期間に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

a　売上高

b　中間純利益金額又は中間純損失金額

c　純資産額

d　総資産額

e　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第301条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項及び第２項
【提出先】	____財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】⑶	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【縦覧に供する場所】⑷	名称 （所在地）

［第一部～第三部　同左］

（記載上の注意）

［⑴～⑷　同左］

⑸　［同左］

a　提出会社の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

⒜　売上高

⒝　経常利益金額又は経常損失金額

⒞　中間純利益金額又は中間純損失金額

⒟　当期純利益金額又は当期純損失金額

⒠　資本金

⒡　発行済株式総数

⒢　純資産額

⒣　総資産額

⒤　１株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の４第１項又は第280条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）

⒥　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第301条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

⒦　１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の５の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

⒧　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（財務諸表等規則第302条第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

⒨　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の５の３第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）

⑹　［略］

⑺　株式等の状況

第五号様式記載上の注意⒃から㉒までに準じて記載すること。ただし、提出会社が既に提出された有価証券届出書又は前事業年度の有価証券報告書に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第119条第３号及び第４号に掲げる事項に準ずる内容を記載した場合であって、当中間会計期間においてその内容に変更があったときは、その旨及び当該変更の内容を記載することができる。

［⑻～⑼　略］

⑽　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

ａ　［略］

ｂ　当中間会計期間において、提出会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下ｂにおいて「基本方針」という。）を定めている会社において、当中間会計期間に当該基本方針に重要な変更があった場合にはその内容を記載すること。また、当中間会計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項を記載すること。

［⑾・⑿　略］

⒀　研究開発活動

当中間会計期間における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、事業の種類別セグメントに関連付けて概括的に記載すること。ただし、既に提出された有価証券届出書又は前事業年度の有価証券報告書で記載した内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、研究開発活動の状況及び研究開発費の金額に係る記載を省略することができる。

［⒁～㉓　略］

㉔　保証会社以外の会社の情報

ａ　第五号様式記載上の注意㊶（ｃを除く。）に準じて記載すること。

⒩　１株当たり配当額（会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第454条第５項に規定する中間配当の金額を含む。）をいう。）

⒪　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第278条において準用する財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第279条において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

⒫　営業活動によるキャッシュ・フロー

⒬　投資活動によるキャッシュ・フロー

⒭　財務活動によるキャッシュ・フロー

⒮　現金及び現金同等物の中間期末残高又は期末残高

⒯　従業員数

ｂ　「５　従業員の状況」において、提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、ａ⒯に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

⑹　［同左］

⑺　［同左］

第五号様式記載上の注意⒃から㉒までに準じて記載すること。

［⑻～⑼　同左］

⑽　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　当中間会計期間において、提出会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下ｂにおいて「基本方針」という。）を定めている会社において、当中間会計期間に当該基本方針に重要な変更があった場合にはその内容を記載すること。また、当中間会計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項を記載すること。

［⑾・⑿　同左］

⒀　［同左］

当中間会計期間における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、事業の種類別セグメントに関連付けて概括的に記載すること。

［⒁～㉓　同左］

㉔　［同左］

第五号様式記載上の注意㊶に準じて記載すること。

b　連動子会社については、当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、中間キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これに準じて、中間キャッシュ・フローの状況を記載すること。

㉕　指数等の情報

第五号様式記載上の注意㊷に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意㊷ｂ中「最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）」とあるのは、「最近２中間会計期間」と読み替えるものとする。

［㉖～㉘　略］

第七号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(5)

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(6)

【届出の対象とした募集（売出）金額】(7)

【安定操作に関する事項】(8)

【縦覧に供する場所】(9)　名称

（所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

［(1)～㊵　略］

㊶　株式の総数等

ａ　「未発行株式数」の欄には、新株予約権の行使等により発行される予定の株式がある場合には、その数、種類等について付記すること。また、所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。ａ及び㊷ｂにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づいて交付される予定の株券がある場合には、その数、種類等について付記すること。

［ｂ～ｆ　略］

㊷　発行済株式総数及び資本金の推移

ａ　［略］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別

㉕　［同左］

第五号様式記載上の注意㊷に準じて記載すること。

［㉖～㉘　同左］

第七号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(5)

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(6)

【届出の対象とした募集（売出）金額】(7)

【安定操作に関する事項】(8)

【縦覧に供する場所】(9)　名称

（所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～㊵　同左］

㊶　［同左］

ａ　「未発行株式数」の欄には、新株予約権の行使等により発行される予定の株式がある場合には、その数、種類等について付記すること。

［ｂ～ｆ　同左］

㊷　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別

、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合は割当比率等）を欄外に記載すること。
合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。
新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。
所定の時期に確定した数の株券を交付する旨の定めに基づく株券の交付（bにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。
発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由、減資割合等を欄外に記載すること。
c　［略］
［(43)～(68)　略］

第八号様式
【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(4)	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】(5)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】(6)	名称 （所在地）

［第一部・第二部　略］
（記載上の注意）
以下の規定により第二号様式及び第七号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第七号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、「当事業年度末」）と、「最近５連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近２連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合は割当比率等）を欄外に記載すること。
合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。
新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。
発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由、減資割合等を欄外に記載すること。
c　［同左］
［(43)～(68)　同左］

第八号様式
【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(4)	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】(5)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】(6)	名称 （所在地）

［第一部・第二部　同左］
（記載上の注意）
［同左］

［(1)～(24)　略］

(25)　発行済株式総数及び資本金の推移

a　［略］

b　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合は割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。bにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（bにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［c・d　略］

［(26)～(48)　略］

第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】(4)	＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】(5)	＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(6)	名称 （所在地）

［第一部・第二部　略］

（記載上の注意）

［(1)～(14)　略］

(15)　発行済株式総数及び資本金の推移

a　［略］

b　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。

［(1)～(24)　同左］

(25)　［同左］

a　［同左］

b　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合は割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［c・d　同左］

［(26)～(48)　同左］

第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】(4)	＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】(5)	＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(6)	名称 （所在地）

［第一部・第二部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(14)　同左］

(15)　［同左］

a　［同左］

b　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。 新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当中間会計期間のそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。 所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。ｂにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（ｂにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数及び資本金の増加については、当中間会計期間中のそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。 発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。 ［ｃ・ｄ　略］ ［⑯～㉖　略］ ⑲　中間財務書類 ａ　次の中間財務書類を掲げること。 (a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、財務諸表等規則第 328 条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める中間財務書類を掲げること。 この場合において、中間財務書類の種類（中間会計期間に係る中間貸借対照表、中間損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる((b)において同じ。）。 ［①～③　略］ (b)　［略］ ｂ　［略］ ［⑳～㉖　略］	合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。 新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当半期会計期間の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。 発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。 ［ｃ・ｄ　同左］ ［⑯～㉖　同左］ ⑲　［同左］ ａ　［同左］ (a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、四半期財務諸表等規則第 85 条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める中間財務書類を掲げること。 この場合において、中間財務書類の種類（中間会計期間に係る中間貸借対照表、中間損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる((b)において同じ。）。 ［①～③　同左］ (b)　［同左］ ｂ　［同左］ ［⑳～㉖　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	